



平成18年 5月19日

各 位

会 社 名 株式会社 あじかん
代 表 者 名 代表取締役社長 足利 政春
(コード番号2907 東証・大証 第二部)
問 合 せ 先 業務推進本部長
江角 知厚
TEL 082-277-7010

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月19日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成18年6月29日開催予定の第42期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次の理由により定款の変更を行うものであります。

- (1) 単元未満株式について行使することができる権利を合理的な範囲に制限するため、変更案第10条(単元未満株式についての権利)として新設するものであります。
- (2) 取締役会を機動的に運営するため、その決議を書面または電磁的記録により行うことができるよう、変更案第25条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。
- (3) 上記のほか、会社法が施行されたことに伴い、条文の加除・修正、および移設、ならびに用語や表現の整備など、全般にわたって所要の変更を行うものであります。

なお、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)に定める経過措置の規定により、平成18年5月1日付で当社定款に定めがあるものとみなされた次の事項につきましても、条文の新設あるいは変更により明記するものであります。

当会社に、取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を置く旨の定め

当社は、株券を発行する旨の定め

当社は、株主名簿管理人を置く旨の定め

2. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成18年6月29日(木)
定款変更の効力発生日	平成18年6月29日(木)

3. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(変更部分は下線で示しております)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(商号)	(商__号)
第 1 条 当社は、株式会社あじかんと称し、英文ではAHJIKAN CO., LTD.と表示する。	第 1 条 《 現行どおり 》
(目的)	(目__的)
第 2 条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。	第 2 条 《 現行どおり 》
(1) 食料品製造、販売および輸出入業	
(2) 料理飲食業用器材・資材の製造、販売および輸出入業	
(3) 料理等飲食業	
(4) 食料品製造機器の販売および輸出入業	
(5) 不動産の賃貸業	
(6) 損害保険代理業	
(7) 上記各号に関連する一切の事業	
(本店の所在地)	(本店の所在地)
第 3 条 当社は、本店を広島市に置く。	第 3 条 《 現行どおり 》
《 新 設 》	<u>(機 関)</u>
	第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
	<u>(1) 取締役会</u>
	<u>(2) 監査役</u>
	<u>(3) 監査役会</u>
	<u>(4) 会計監査人</u>
(公告の方法)	(公告方法)
第 4 条 当社の公告は、日本経済新聞社に掲載して <u>する</u> 。	第 5 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載して <u>行う</u> 。
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
(発行する株式の総数)	(発行可能株式総数)
第 5 条 当社の発行する株式の総数は、1,600万株とする。但し、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。	第 6 条 当社の発行可能株式総数は、1,600万株とする。
《 新 設 》	<u>(株券の発行)</u>
	第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。
(自己株式の取得)	(自己の株式の取得)
第 6 条 当社は、 <u>商法第211条ノ3第1項第2号</u> の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。	第 8 条 当社は、 <u>会社法第165条第2項</u> の規定により、取締役会の決議をもって市場取引などにより自己の株式を取得することができる。
(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)	(単元株式数および単元未満株券の不発行)

第7条 当社の1単元の株式の数は、500株とする。

2 当社は、1単元の株式の数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しない。

《新設》

（単元未満株式の買増請求）

第8条 当社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売渡すよう当社に対し請求（以下「買増請求」という。）することができる。ただし、当社が売り渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りではない。

2 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会の定める株式取扱規則による。

（名義書換代理人）

第9条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。

2 名義書換代理人および事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。

3 当社の株主名簿および実質株主名簿（以下「株主名簿等」という。）ならびに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。

（株式取扱規則）

第10条 当社の株券の種類および株式の名義書換その他株式に関する取扱の細目ならびに手数料については、取締役会の定める「株式取扱規則」による。

第9条 当社の単元株式数は、500株とする。

2 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。

（単元未満株式についての権利）

第10条 当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当てを受ける権利

(4) 単元未満株式の買増しを請求する権利

（単元未満株式の買増請求）

第11条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを当社に対して請求（以下「買増請求」という。）することができる。

2 買増請求をすることができる時期、請求の方法などについては、取締役会の定める株式取扱規則による。

（株主名簿管理人）

第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人および事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。

3 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

（株式取扱規則）

第13条 当社の株式に関する手続きおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める「株式取扱規則」による。

<p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎決算期日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2 前項その他定款に別段の定めがある場合を除くのほか、必要あるときは、予め公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>《新設》</p> <p>(議長)</p> <p>第13条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順位に従い他の取締役がこれに代る。</p> <p>(決議方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除くのほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>2 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、他の株主に委任してその議決権を行使することができる。この場合は、代理権を証する書面を総会ごとに会社に提出しなければならない。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の定員)</p> <p>第16条 当社の取締役は15名以内とする。</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第17条 《新設》</p> <p>取締役の選任決議は、株主総会において総</p>	<p>《削除》</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第14条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第15条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第16条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項の定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、15名以内とする。</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使するこ</p>
--	--

<p><u>株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</u></p> <p>《新設》</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第18条 <u>取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>《新設》</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第19条 <u>取締役会招集の通知は、会日より4日以前に発することを要する。但し、緊急の必要あるときは、これを短縮できるものとする。</u></p> <p>《新設》</p> <p>《新設》</p> <p>《新設》</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第20条 <u>取締役会の決議により、代表取締役を選任する。</u></p> <p>2 <u>取締役会の決議により、取締役社長1名をおき、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を置くことができる。</u></p> <p>(取締役会規則)</p>	<p><u>とができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3 <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 <u>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 <u>取締役会は、その決議をもって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 <u>取締役会は、その決議をもって、取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第23条 <u>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の4日前までに発する。ただし、緊急の必要あるときは、これを短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>取締役および監査役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第24条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 <u>当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>《削除》</p> <p>(取締役会規則)</p>
--	--

第21条 取締役会に関する事項については、法令または定款に別段の定めがある場合を除くのほか、取締役会の定める取締役会規則による。

(取締役の報酬および退職慰労金)

第22条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により、これを定める。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の定員)

第23条 当会社の監査役は4名以内とする。

(監査役の選任方法)

第24条 《新設》

監査役の選任決議は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。

(監査役の任期)

第25条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

《新設》

(監査役会の招集)

第26条 監査役会招集の通知は、会日より4日前に発することを要す。但し、緊急の必要があるときは、これを短縮できるものとする。

《新設》

《新設》

(常勤監査役)

第27条 監査役はその互選により、常勤監査役を選任する。

(監査役会規則)

第28条 監査役会に関する事項については、法令または定款に別段の定めがある場合を除くのほか、監査役会の定める監査役会規則による。

(監査役の報酬および退職慰労金)

第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という)は、株主総会の決議をもって定める。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の数)

第28条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任方法)

第29条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第31条 常勤の監査役は、監査役会の決議をもって選定する。

(監査役会の招集)

第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の4日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。

2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

《削除》

(監査役会規則)

第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

第29条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により、これを定める。

第6章 計 算

(事業年度)

第30条 当社の事業年度は1年を1期とし、毎年4月1日に始まり翌年3月末日を期日として計算を行う。

(利益配当金)

第31条 当社の利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に対して支払う。

(中間配当)

第32条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第293条ノ5に定める金銭の分配(以下「中間配当」という。)を行うことができる。

(除斥期間)

第33条 利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。
2 未払の利益配当金および中間配当金には利息をつけない。

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

第6章 計 算

(事業年度)

第36条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(期末配当および基準日)

第37条 当社は、毎年3月31日を基準日として、株主総会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。

(中間配当および基準日)

第38条 当社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。
《 削 除 》

以 上